

## 特別児童扶養手当制度等の概要【29年度】

	特別児童扶養手当(①)	特別障害者手当(③)	障害児福祉手当(②)	経過的福祉手当
目的	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 61年3月31日現在20歳以上の福祉手当受給者 2. 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当者
対象者	1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する者
給付月額(29年度)	1級 51,450円(▲50円) 2級 34,270円(▲30円)	26,810円(▲20円)	14,580円(▲20円)	同 左
支払月(定時払い)	【支給事務：国】4月・8月・11月若しくは12月(年3回) ※この他に、必要に応じて随時払いが有る。	【支給事務：自治体】2月・5月・8月・11月(年4回) ※この他に、必要に応じて随時払いが有る。	同 左	同 左
所得制限(例示：年収)	1. 本人(4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	1. 本人 5,180千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	同 左	同 左
支給対象児者数※(27年度末)	1級 99,932人 2級 138,361人	122,701人	65,595人	4,322人
29年度予算案	122,975,728千円	29,847,422千円	8,604,881千円	492,844千円
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4	同 左	同 左
認定事務	都道府県、指定都市(申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	同 左	同 左

(注) 所得制限限度額は、平成14年8月からの額である。 ※出典：27年度 福祉行政報告例<政策統括官(統計・情報政策担当)>